

現 行	改 正 案
<p>（ディスコ等の避難管理）</p> <p>第 37 条の 2 ディスコ、ライブハウスその他これらに類するもの（以下「ディスコ等」という。）の関係者は、非常時において、速やかに特殊照明及び音響を停止するとともに、避難上有効な明るさを保たなければならない。</p> <p>（百貨店等の避難通路等）</p> <p>第 38 条 百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場の床面積が 150 平方メートル以上の階の売場</p>	<p>（ディスコ等の避難管理）</p> <p>第 37 条の 2 ディスコ、ライブハウスその他これらに類するもの（以下「ディスコ等」という。）の関係者は、非常時において、速やかに特殊照明及び音響を停止するとともに、避難上有効な明るさを保たなければならない。</p> <p><u>（個室型店舗の避難管理）</u></p> <p><u>第 37 条の 3 カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレフォンクラブ、個室ビデオその他これらに類するもの（以下「個室型店舗」という。）の遊興の用に供する個室（これに類する施設を含む。）に設ける外開き戸のうち、避難通路に面するもの</u>にあつては、開放した場合において自動的に閉鎖するものとし、避難上有効に管理しなければならない。ただし、避難の際にその開放により当該避難通路において、避難上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。</p> <p>（百貨店等の避難通路等）</p> <p>第 38 条 百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場の床面積が 150 平方メートル以上の階の売場</p>

又は展示場には、屋外へ通ずる避難口又は階段に直通する幅 1.2メートル(売場又は展示場の床面積が 300平方メートル以上のものにあつては、1.6メートル)以上の主要避難通路を 1 以上保有しなければならない。

2～3 (略)

又は展示場には、屋外へ通ずる避難口又は階段に直通する幅 1.2メートル(売場又は展示場の床面積が 300平方メートル以上のものにあつては、1.6メートル)以上の主要避難通路を 1 以上保有しなければならない。

2～3 (略)

附 則

1 この条例は、平成 22 年 1 2 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に存する個室型店舗（新条例第 3 7 条の 3 に規定する個室型店舗をいう。以下この項において同じ。）又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の個室型店舗のうち、改正後の京丹後市火災予防条例第 3 7 条の 3 の規定に適合しないものに係る個室（これに類する施設を含む。）に設ける避難通路に面する戸の基準については、同条の規定は、平成 23 年 1 1 月 3 0 日までの間は、適用しない。